

**お手紙『企業型確定拠出年金の掛金額変更によるiDeCo掛金額自動調整のお知らせ』
をお受取りになられた個人型確定拠出年金(iDeCo)のご加入者様へ**

お手紙『企業型確定拠出年金の掛金額変更によるiDeCo掛金額自動調整のお知らせ』をお受取りになられたiDeCoご加入者様におかれましては、法令で定められた拠出限度額を超過していることが判明したため、限度額の範囲内となるようiDeCo掛金を自動調整(減額)させていただきます。

当該お手紙をお受取りになられた場合は、改めてご加入者様からiDeCo掛金額の減額手続きをお取りいただく必要はございません。

なお、お手紙をお送りした経緯等につきましては、次ページ以降に記載いたしましたので、必要に応じてご確認ください。

ご不明点のご照会先は、下記のお手紙見本の青枠内に記載されている、ご加入者様の運用関連運営管理機関(以下、「金融機関など」といいます。)および、お勤め先の企業年金制度となります。

お手紙の題名が『企業型確定拠出年金の掛金額変更によるiDeCo掛金額自動調整のお知らせ』となっているお手紙が届いたご加入者様へのご案内です。

iDeCo掛金額を確認されたい場合は、iDeCoのご加入者様向けWebサイトをご確認されるか、こちらに記載されている、「iDeCo各種手続き・照会先」にお問い合わせをお願いします。

企業型DC掛金額を確認されたい場合は、企業型確定拠出年金のご加入者様向けWebサイトをご確認されるか、こちらに記載されている、「企業型DCの照会先」にお問い合わせをお願いします。

なお、「お勤め先名」に記載されている事業所をご退職済みの場合は、登録事業所変更等のお手続きが必要となりますので、「iDeCo各種手続き・照会先」にご連絡ください。

次ページ以降に、

- お手紙をお送りした経緯について**
- お手紙がお手元に届いた原因について**
- ご留意事項とお手続きについて**

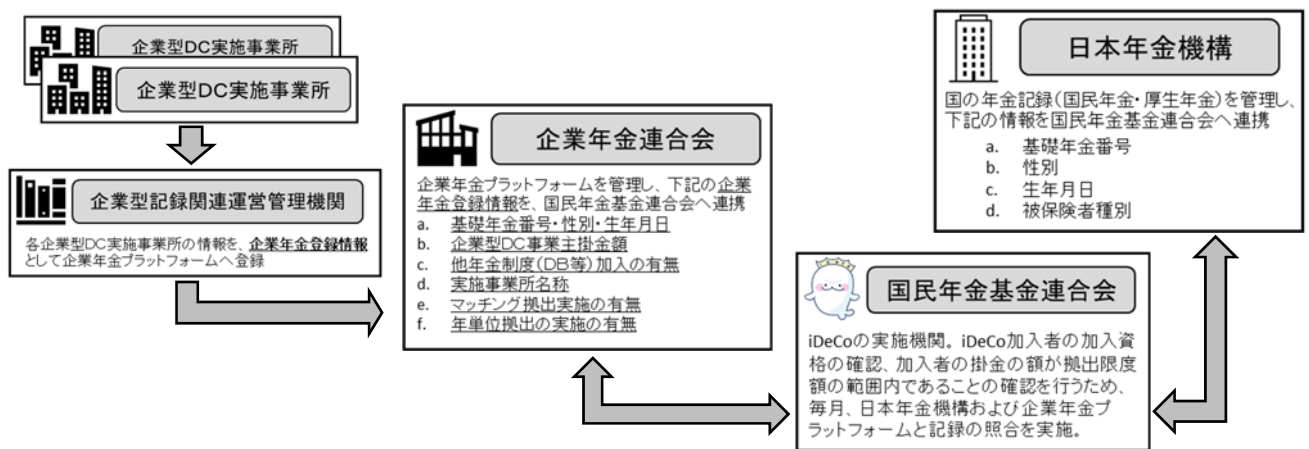
を掲載しておりますので、必要に応じてご確認ください。

1. お手紙をお送りした経緯について

2022年の制度改正により、iDeCoへのご加入要件が緩和されたことに伴い、2022年10月以降はiDeCo（国民年金基金連合会）に登録いただいている情報^{※1}について、日本年金機構（以下、「機構」といいます。）や、企業年金プラットフォーム（企業年金連合会が運営する企業年金登録情報（登録項目は下図のa.～f.を参照ください。）データベース。以下、「PF」といいます。）との記録の照合を行い、下記の点を月次で確認させていただくことになりました。

④ 機構、PFとの記録照合で確認する内容

- ① iDeCoのご登録情報と一致しているか
- ② iDeCoへのご加入資格があるか
- ③ iDeCoで拠出されている掛金が拠出可能額の範囲内にあるか



これに伴い、iDeCoで拠出されている掛金が法令で定められた拠出限度額を超えている^{※3}ことが判明した場合、拠出限度額の範囲内となるようiDeCo掛金を自動調整（減額）し、お手紙『企業型確定拠出年金の掛金額変更によるiDeCo掛金額自動調整のお知らせ』をお送りします。

※1：iDeCoに登録されている情報

基礎年金番号、生年月日、性別、国民年金の被保険者種別、企業年金等（他年金制度）^{※2}のご加入状況などを指します。

※2：企業年金等（他年金制度）

日本の年金制度のうち、いわゆる3階部分と言われる上乘せ年金制度のうち、iDeCoおよび国民年金基金以外の制度を指します。下記の【例】のような企業年金制度等があります。

【例：企業型確定拠出年金（以下、「企業型DC」といいます。）、確定給付企業年金（以下、「DB」といいます。）、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度】

※3：法令で定められた拠出限度額

- 企業型DCとiDeCoに同時加入する場合のiDeCoの拠出限度額：
月額5.5万円から各月の企業型DCの事業主掛金額を控除した額（月額2万円を上限）
- 企業型DC+DB等の他制度にも加入している場合のiDeCoの拠出限度額：
月額2.75万円から各月の企業型DCの事業主掛金額を控除した額（月額1.2万円を上限）

2. お手紙がお手元に届いた原因について

『企業型確定拠出年金の掛金額変更による i D e C o 掛金額自動調整のお知らせ』がお手元に届いた場合、原因として下記の①、②のようなご状況により、法令で定められた拠出限度額を超過したものと考えられます。

+ お手紙が届いた原因として考えられる、ご加入者様のご状況

- ① 企業型 D C の事業主掛金が増額された
- ② 企業型 D C の事業主掛金に関し、過誤による登録誤りがあった、あるいは何らかの事情により過去分の事業主掛金が遡って納付された^{※4}

※4：企業型 D C の事業主掛金に関し、過去分の事業主掛金が遡って納付される場合として考えられるのは、下記のような場合です。

(ア) 企業型 D C の事業主掛金に関し、納付が困難であると認められる場合（災害その他やむを得ない理由があると認められる場合）として厚生労働省令で定める場合の納付期限日の延長を実施したことにより、延長した分の事業主掛金を後に納付した場合。

(イ) 企業型 D C 側で事業主掛金の額の算定を誤ったために、本来の事業主掛金の額を拠出することができなかった場合、その差額を、翌月以降の掛金の額に上乗せするという方法で拠出された場合。

企業型 D C の事業主掛金の詳細は、企業型 D C のご加入者様向け W e b サイトでご確認ください^{※5}。

ご加入者様向け W e b サイトのご確認方法が不明な場合は、企業型記録関連運営管理機関（以下、「企業型 R K」といいます。）、もしくはお勤め先の企業年金制度ご担当者様におたずねください。

※5：法令では、企業型 R K は、企業型 D C のご加入者様向けの W e b サイトで、下記の情報等を表示するものとされています。

(ア) 事業主掛金および企業型 D C 加入者掛金の拠出（マッチング拠出）の状況

(イ) D B 等の他制度の加入者の場合は、その旨

(ウ) 企業型 D C の事業主掛金が年単位拠出となっている、すなわち、当該企業型 D C のご加入者様が i D e C o にご加入できない場合は、その旨

(エ) 拠出することができると見込まれる i D e C o の掛金の額

また、企業型 D C のご加入者様が i D e C o へのご加入やご変更等のお申出をされる際には、この W e b サイトでご加入要件等を確認することとされています。

なお、これらの情報については i D e C o の金融機関などでは保有しておりませんので、お問い合わせいただいても、お答えすることができません。

3. ご留意事項とお手続きについて

(1) 自動調整（減額）後の i D e C o の掛金額について

お手紙『企業型確定拠出年金の掛金額変更による i D e C o 掛金額自動調整のお知らせ』（以下、単に「お手紙」といいます。）をお受取りになられた場合、ご加入者様の i D e C o 掛金額は、お手紙の「調整後の i D e C o 掛金の算定方法」の表内、E 欄の「調整後の i D e C o 掛金額」に記載された金額に自動調整（減額）されます。

(2) 自動調整（減額）後の i D e C o の掛金額の引落とし開始について

お手紙の右上に記載された「作成日」の月と同月 26 日（休業日の場合は翌営業日）の引落としから、自動調整（減額）後の掛金額で引落としとなります。

(3) ご加入者様からのお手続きについて

お手紙をお受取りになられた場合は、改めてご加入者様から i D e C o 掛金額の減額手続きをお取りいただく必要はありません。

ただし、お手紙左下の「お勤め先名」に記載されている事業所（こちらのご案内の 1 ページ目に掲載されている見本の、青枠、下段の部分です）をご退職済みの場合は、登録事業所変更等のお手続きが必要となりますので、ご加入者様が i D e C o のご加入をお申込みいただいた金融機関など^{※6}にご連絡ください。

(4) 当年分の『小規模企業共済等掛金払込証明書』の追加発行について

- 自動調整（減額）後の i D e C o 掛金額の引落としが 11 月～12 月となる場合、確定申告や年末調整の際に添付する『小規模企業共済等掛金払込証明書』の証明額に変更が生じます。
- ご加入者様のお手元にすでに『小規模企業共済等掛金払込証明書』が届いている場合は、自動調整（減額）予定の i D e C o 掛金額が記載された同証明書が追加発行されます（お手紙がお手元に届いた月の、同月下旬に発行）。
- お勤め先での年末調整申告後に i D e C o 掛金額に自動調整（減額）となった場合は、追加発行された『小規模企業共済等掛金払込証明書』を添付の上、確定申告において申告額を修正していただく必要があります。

「3. ご留意事項とお手続きについて」は次ページに続きます。

※6：金融機関などがわかりにならない場合は、お手紙左下の「i D e C o 各種手続き・照会先」欄をご確認いただければ、金融機関などの名称と電話番号が記載されております（こちらのご案内の 1 ページ目に掲載されている見本の、青枠、上段の部分です）。

金融機関などによっては、ご加入者様向けのホームページにお手続き方法が記載されている場合もございますので、お問い合わせの前に金融機関などのホームページをご確認ください。

3. ご留意事項とお手続きについて（続き）

(5) 企業型DCの事業主掛金が減額された場合に、iDeCo掛金額を増額するお手続きについて

- 企業型DC側の事業主掛金が減額された場合であっても、iDeCoの掛金が自動的に増額されることはありません。
- iDeCo掛金額を増額をご希望の場合は、ご加入者様から金融機関など^{※6}に、「加入者掛金額変更届 K-009」をご提出ください。
- iDeCoの掛金額は、原則、前年12月分～11月分（1月引落～12月引落）の期間で1回のみ変更可能ですが、企業型DCの掛金額変更に伴うご変更の場合は、「加入者掛金額変更届 K-009」内の「事業主掛金額の増減に伴う変更」欄にチェックをしていただければ、年1回の掛金額変更の例外として、変更回数にカウントしません。
- 「2. お手紙がお手元に届いた原因について」の②に記載されたような原因（企業型DC側の事業主掛金の過誤や、遡っての納付）によるiDeCo掛金額の自動調整（減額）であっても、iDeCo掛金額を増額される場合にはご加入者様から「加入者掛金額変更届 K-009」を金融機関などにご提出いただく必要があります。

以上